

## 公述及び傍聴にあたっての注意事項

- 1 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにしてください。

### 【公述にあたっての注意事項】

- 1 公述者の発言は、この公聴会で意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはいけません。公述者の発言がこれらの範囲を超え、または公述者に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命じることがあります。（公聴会規定第9条）

#### 〔案件〕

境港市地先における第一種区画漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間並びに共同漁業の関係地区及び区画漁業の地元地区の事前決定について

- 2 委員会の委員は、公述内容について公述者に対して質疑することができますが、公述者が委員に質疑することはできません（公聴会規定第10条）。
- 3 公述時間は15分以内です（公聴会要領）。

### 【傍聴にあたっての注意事項】

- 1 傍聴者は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。（傍聴要領3（1））
- 2 騒ぎ立てる等、公聴会を妨害しないでください。（傍聴要領3（2））
- 3 会場において、飲食または喫煙をしないでください。（傍聴要領3（3））
- 4 その他、会場の秩序を乱し、公聴会の支障となる行為をしないでください。（傍聴要領3（4））
- 5 これら守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。（傍聴要領2（2））